

令和元年7月3日

特定保健用食品の表示許可に係る消費者委員会への諮問について

消費者庁では、本日、特定保健用食品の表示許可に係る消費者委員会への諮問を行いましたので公表します。

今回、諮問を行ったのは別紙の5件で、今後、消費者委員会新開発食品調査部会新開発食品評価第一調査会において、審査手続が開始されることとなります。なお、これらの情報の公表については、申請者の了解を得ています。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 杉本、沼館
TEL : 03-3507-9220 (直通)
FAX : 03-3507-9292

	申請者	法人番号	関与成分	食品形態	申請された保健の用途
1	花王株式会社	4010001034760	α -リノレン酸ジアシルグリセロール*(α -リノレン酸として) * α -リノレン酸DAG	食用油	内臓脂肪が多めの方、BMIが高めの方、血中中性脂肪が高めの方に適する旨を特定の保健の用途とする食品
2	花王株式会社	4010001034760	α -リノレン酸ジアシルグリセロール*(α -リノレン酸として) * α -リノレン酸DAG	食用油	内臓脂肪が多めの方、BMIが高めの方、血中中性脂肪が高めの方に適する旨を特定の保健の用途とする食品
3	花王株式会社	4010001034760	α -リノレン酸ジアシルグリセロール*(α -リノレン酸として) * α -リノレン酸DAG	食用油	内臓脂肪が多めの方、BMIが高めの方、血中中性脂肪が高めの方に適する旨を特定の保健の用途とする食品
4	花王株式会社	4010001034760	α -リノレン酸ジアシルグリセロール*(α -リノレン酸として) * α -リノレン酸DAG	食用油	内臓脂肪が多めの方、BMIが高めの方、血中中性脂肪が高めの方に適する旨を特定の保健の用途とする食品
5	日清ヨーク株式会社	2010001053507	<i>Lactobacillus paracasei</i> subsp. <i>paracasei</i> NY1301	乳酸菌飲料	おなかの調子を良好に保つ旨を特定の保健の用途とする食品